

## 社会連携講座等に関する Q & A

### 1.【講座等の設置・運営等に関すること】

Q 1：講座等名称に企業名を使用しても差し支えないか？

A：原則として講座等名称に企業名を付すことは認めない。当該講座等における教育研究内容を示す名称を付すことは認めているが（社会連携講座等要項（以下、要項という）第 5）、社会連携講座という名称の由来ともなる「学術と社会の発展の推進」という目的（要項第 3）の趣旨や公益性の高い研究課題をテーマとしていることから、企業名そのもの又は明らかに想起させる名称を付すことはなじまないと考える。

Q 2：社会連携講座等は、どのような設置形態になるのか？（例えば、部局の専攻の下に付くような位置づけなのか、それとも専攻とは独立した位置づけとなるのか）また、要項第 4（設置及び運営の原則）（5）について、「他の民間企業や研究機関の参画を認めることができる。」とあるが、その場合、誰が参画を認めるのか？東京大学（当該部局）と当該民間等企業との協議の上ということか？

A：講座、研究部門の設置形態については、各部局の教育研究の体制に合わせて判断いただいてよい。参画については、例えば、A 企業との既存の共同研究及び社会連携講座等における共通テーマについて、B 企業が同様な形で参画を申し出たとして、東京大学（当該部局）と A 企業との協議の上、あらたに個別契約あるいは連名による変更契約により B 企業が参画できることを意味している。

Q 3：社会連携講座と寄付講座を比較すると企業側から見た場合、条件として必ずしも好条件とは言えないように思えるが、もっと好条件で締結することは考えていないのか。

A：今回の提案は、企業等に対して、外部資金による講座等設置の手段として、寄付講座以外の選択肢を提示できるようにするのが目的だが、敢えて寄付講座と同等以上に好条件を揃えることはしていない。相手企業の事情や共同研究の内容によって、よりフィットする方を選択いただくことになる。

研究成果の取り扱いについては、東大規則上、寄附金是对価性のある成果物の提供はできないことになっている。しかし、社会連携講座等の研究成果については企業にも提供できるので、企業にとって有利な条件となるであろう。

一方、研究支援経費については、寄付講座は 10～30%の範囲で設定できるが、社会連携講座は一律 30%となっている。

Q 4：社会連携講座等の設置が可能となる運営経費の規模としては、幾ら位を想定しているのか。

A：設置の目安となる講座等運営経費の額は、研究者の確定雇用に係る最低費用を踏まえ、2000万円以上としたい。

Q 5：受託研究については、対象とならないのか？

A：受託研究についても、ほぼ同様の仕組みで社会連携講座等の設置は可能と考えている。しかし、全学ルールとして展開した後のさまざまな影響等を見極める必要がある。更に現状の受託研究契約書雛形の条件は法人化前の表現が残っている等、早急に見直す必要があり、産学連携本部において検討作業を行っている。受託研究について社会連携講座等の設置を予定している部局は、事前に研究推進グループ及び産学連携本部に相談していただきたい。

Q 6：講座等教員として、共同研究の相手方の民間企業の研究者は雇用できないのか？

A：教員としては雇用できない。寄付講座と同様に、社会連携講座を実施していく上では、本学の教育研究における自主性や研究テーマの公益性が確保されることが大前提としてあるべきで、同講座を実施するために、当該民間機関所属の研究者の参加が不可欠であれば、教員として就任してもらうのではなく、共同研究員として参画してもらうのが適切である。共同研究をベースにして運営する講座なので、一定の制度的制限を設けておくことが、大学の自主性に対する社会的説明責任を果たす上でも必要と思われる。

Q 7：講座等教員として、共同研究の相手方の独立行政法人の研究者は雇用できないのか？

A：原則として、教員としては雇用できない。ただし、社会連携講座等運用内規第5に該当する場合にのみ、独立行政法人の研究者を教員として雇用できるものとする。

Q 8：この社会連携講座等の制度では、大学の公益性と企業の利益追求との関係をどのようにして適切な状態に保つのが重要で、かつ、本制度の実施に当たっては、大学本来の業務に支障を来さないようにすることが必要だと思うが、なにか特別な配慮はしているか。

A：指摘されているとおりであり、講座等設置の趣旨から社会への説明責任を果たす必要や教育研究活動に大学の主体性が確保されているか確認する必要があると考える。要項第12に示すとおり、評価委員会を設置して、当該社会連携講座等が、要項第3の目的、要項第4の設置及び運営の原則に則って適切な運用が行なわれているか等、モニタリングできる仕組みとして評価の実施を義務付けている。

Q 9：要項第2（定義）について、「民間企業又は独立行政法人等」とあるが、これには財団や国研も入るのか。

A：財団や国研でも共同研究契約が締結できる環境を相互に持ち、相手方が、教育又は研究を機関等の設置目的に掲げている場合は設置可能と考えている。設置検討に当たっては事前に研究推進グループ又は産学連携グループに照会いただきたい。

## 2.【研究支援経費に関すること】

Q10：研究支援経費は、「管理的経費」と定義されているが、そもそも研究ではない社会連携講座等の運営や教育活動に対して研究支援経費を取っていいのか？

A：とって差し支えないと考える。社会連携講座等は、共同研究の一環として講座等を設置し、教育研究を行なうものであり、講座等教員が本学で効率的に教育研究活動に専念していただくには、施設等の維持管理や教育研究環境の整備、管理業務のための人件費、光熱水料、知的財産関連経費等の費用がかかることをご理解いただきたい。

Q11：研究支援経費を通常の民間等との共同研究の場合の10%の適用率であったのを、社会連携講座等の場合は30%に設定した理由は何か。

A：講座等を設置しないで行う単なる共同研究に比べて、社会連携講座等の設置や運営等には「2. Q1のA」のとおり、余計に経費もかかることから、通常の共同研究契約（10%維持）とは別扱いで研究支援経費算定のための適用率を30%に設定した。

## 3.【契約に関すること】

Q12：共同研究契約の前段として、初期の段階で設置契約を締結する理由は何か？

A：教員の人件費や講座等設置条件について明文化し、共同研究契約の締結の遅れによって、講座等の設置時期、教員の雇用にできるだけ影響を及ぼさないよう、人事的な面も含めて早い段階で画定する必要があるための措置である。また、社会連携講座等と共同研究の二つの目的を分離し、それぞれに関する取り決めを契約上で個別に明確にする目的である。

Q13：複数企業との共同研究として、社会連携講座等を設置する場合は、どのように契約を締結すればよいか。

A：複数企業との共同研究の場合は企業間の意見調整がむずかしいので、大学はこれを取りまとめる立場になく企業間で調整していただくという考え方で対処する。基本的に次の2段階の契約の手続を取り交わすことを提案している。第一に講座等設置契約については、1本の契約として複数企業が連名して契約を締結する。第二に共同研究契約については、ケースバイケースに対応することを検討中である。複数企業をすべて取りまとめられれば、一本の共同研究契約として締結する。しかし意見調整がつかない場合は、企業毎に契約することも想定している。最後まで調整がつかなく時間の余裕がない場合は、当該企業には参加できないこともありうることを説明していく予定。

#### 4.【その他】

Q14： 当該社会連携講座等の学生や研究員の学位取得、論文博士申請等に関しては特に記載がないが、このあたりのコンセンサスや社会連携講座等の教員の位置付けはどうなっているのか？

A： 学位授与は研究科等の教育会議の責任で行うことになっている。一般に、特任教員が研究科教育会議のメンバーになれるかなど特任教員の権利と義務については、「総長選挙の投票権」以外は全学的なガイドラインはなく、それぞれの研究科等の教育会議の判断となっている。特任教員は任期がついているので、継続的な教育への参加については難しい面があると推測されるが、学位論文の指導の可否、学位審査委員に加わる事の可否、授業担当の可否などは個別に教育会議の判断による。

よって社会連携講座等の教員の場合においても、教育に携わるには上記の手続きを経る必要があると考えられる。